

勤医協中央病院が
地域の中核病院としての役割を果たすため
寄付のご協力をお願いします

勤医協中央病院が

地域の中核病院としての役割を果たすため



地域の皆さまの支援が
地域医療の充実につながっています



寄付

- 施設の維持・管理
- 医療機器の購入など



ボランティア

- 外来での案内・介助
- 車椅子清掃
- 布切り
- 患者図書室

勤医協中央病院の役割

専門医療

救急科、総合診療科、臓器別専門科があり、ほぼ全ての分野を網羅するチーム医療によって、重症かつ難治性の疾患に対応しています。

がん医療

当院では2013年4月に北海道がん診療連携指定病院に指定されたことに伴い、5大がんにおいて「地域医療連携クリティカルパス」の運用を開始しています。

救急・急性期医療

二次救急病院として、急性、緊急かつ重症な患者さんの診療を行っています。また、超急性期の脳卒中患者さんの「血栓溶解療法」も実施しています。

生活困難者に対する医療

経済的な理由で医療費の支払いが困難な患者さんを対象に「無料・低額診療」を実施しています。

寄付の方法

【現金をお持ちいただく場合】

勤医協中央病院 2階窓口にお持ちください

【お振り込みいただく場合】

振込用紙がありますので、職員にお声かけください

お問い合わせ

勤医協中央病院 経理課

☎ 011-782-9111 (代表)

E-mail: keiri@kin-ikyo-chuo.jp

〒007-8505 北海道札幌市東区東苗穂5条1丁目9-1

※勤医協中央病院は公益社団法人であるため
当法人への寄付は税制上の優遇措置の対象になります

勤医協中央病院へ寄付された方は 確定申告することで 税制上の優遇措置を受けられます

税制上の優遇措置を受けるために…



所得税

「税額控除」「所得控除」のどちらかを選択し、控除の適用を受けます

	税額控除制度	所得控除制度
特徴	寄付金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく税額から直接控除するため、小口寄付の減税効果が高くなります。	所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方にとって減税効果がより大きくなります。
算出式	$(\text{年間の寄付金合計額}^*1 - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{控除額}^*2$ *1 寄付金合計額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が対象寄付金となります *2 減税額は、所得税の25%を限度とします	$(\text{年間の寄付金合計額}^*3 - 2,000 \text{ 円}) \times \text{所得税率}^*4 = \text{控除額}$ *3 寄付金合計額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が対象寄付金となります *4 所得税率は課税される年間所得金額に応じて異なります

個人住民税

道民税と各市町村民税の両方で控除が受けられます

	道民税	市町村民税
算出式	$(\text{年間の寄付金合計額}^*5 - 2,000 \text{ 円}) \times 4\% = \text{控除額}$	$(\text{年間の寄付金合計額}^*5 - 2,000 \text{ 円}^*6) \times 6\% = \text{控除額}$
	*5 寄付金合計額が、総所得金額等の30%に相当する金額を超える場合には、30%に相当する額が対象寄付金となります *6 5,000円の自治体もあります	

※確定申告についてのご相談は、所轄税務署へお問い合わせください